

仕 様 書

1 委託業務の名称 令和8年度おおいた和牛流通促進委託業務

2 履行期間 契約締結日から令和9年3月31日まで

3 目的

おおいた和牛は、県産和牛のリーディングブランドとして平成30年に誕生し、これまでにキャンペーンの実施や交通広告掲出等によるPRにより、おおいた和牛の流通拡大や認知度の向上を進めてきた。その結果、おおいた和牛認定店は飲食店で170店舗以上に増加。認定店のなかでも、おおいた和牛の取り扱いを代表する旗艦店である、おおいた和牛サポーターショップは、京都・大阪を中心に22店舗を認定している。

一方、国内のインバウンド宿泊者数やインバウンドによる旅行消費額は、令和7年に過去最高を更新し、令和8年以降も更なる増加が見込まれる。県内においてもインバウンド宿泊者数は過去最高を記録し、宿泊者数の増加を牽引している。おおいた和牛の消費拡大を図るためには、すでにおおいた和牛への認知・理解がある県内消費者はもとより、こうした観光需要を確実に取り込む必要がある。

本業務では、インバウンドをはじめとした宿泊者を、サポーターショップ等認定店（以下「認定店」という。）へ誘導する取り組みを行うことにより、県内外におけるおおいた和牛の需要喚起および認知度向上を図る。

4 業務内容等

(1) おおいた和牛試食会の開催

インバウンド需要が高い関西エリア及び大分県内の宿泊施設関係者等を、県が選定する認定店に招待し、認定店やおおいた和牛の魅力を知ってもらうことで、宿泊施設から宿泊者への紹介促進を図る。なお、会場となる認定店との調整は県が行い、受託事業者は招待客の選定・集客・管理、当日の運営及びフォローアップを担うものとする。

① 招待客の選定と提案

招待客は宿泊施設関係者をはじめ、効果的なターゲットを選定し、提案すること。

(例) 宿泊施設： コンシェルジュ、フロントマネージャー等

旅行会社： インバウンド向け訪日ツアーの企画担当者、旅行プランナー等

なお、原則として1施設1名の招待とする。また、招待客にはメディア、インフルエンサー、観光ライター等を含むことも可とする。

② 試食会の実施

実施期間： 令和8年8月から令和9年2月まで

実施店舗：認定店 8 店舗（関西：4、大分県内：4）

実施回数：各店舗 1 回を想定。

なお、令和 8 年 9 月末までに 2 店舗以上（関西および県内それぞれ 1 店舗以上）、令和 8 年 10 月末までに 4 店舗以上実施すること。

関 西：京都市・大阪市の認定店 4 店舗にて実施。4 店舗の延べ招待客数は、40～50 名程度とし、受託事業者は 1 人あたり 15,000 円（消費税及び地方消費税を含む）を上限とする飲食代を店舗に支払うこと。

大分県内：別府市・大分市の認定店 4 店舗にて実施。4 店舗の延べ招待客は、延べ 40～50 名程度とし、受託事業者は 1 人あたり 25,000 円（消費税及び地方消費税を含む）を上限とする飲食代を店舗に支払うこと。

運營業務：招待客への案内、出欠管理、当日の受付・進行管理、アンケートの実施。

③ 招待客へのフォローアップおよびインバウンド等宿泊者への誘導策の提案

・試食会終了後、認定店への誘客や情報発信に繋げるための取組を提案・実施すること。

（例）宿泊施設：招待客への定期的フォローによる、認定店への誘導促進。認定店への予約状況の確認等

旅行会社：旅行商品への組み込みを推進

メディア・インフルエンサー：情報発信状況の確認および成果の集計

- ・試食会会場となった店舗のみならず、他の認定店についても、招待客が宿泊者へ幅広く紹介・誘導できるよう、認定店の情報提供などのフォローアップを行うこと。
- ・関西においては、おおいた和牛認定店チラシ(A4、英語版 6,000 枚、日本語版 3,000 枚、添付資料参照)を活用すること。

④ その他

- ・受託事業者は、情報発信において、試食会を実施する店舗だけでなく「おおいた和牛」への関心が高まるような工夫すること。

（例）投稿内容に「Oita Wagyu」の文字を加える、おおいた和牛公式 HP やアカウントへのリンクを付ける等

（2）交通広告の掲出

大分空港国内線 2 階出発ロビー（媒体番号 206）に、前年度と同様の電照広告を令和 9 年 3 月 31 日まで掲出する。

- ① 掲出媒体費等の諸費用（令和 8 年 6 月分～令和 9 年 3 月分予定）を大分航空ターミナル株式会社に支払うこと。
- ② その他、空港等交通機関の利用者を対象とした情報発信について、実施できることがあれば提案すること。

(3) インバウンド向け PR

① パンフレットの設置

- ・前年度作成したインバウンド向けチラシ(B5、3,000枚、添付資料参照)を、効果的な箇所に設置すること。(例：観光案内所、ホテルフロント、タクシー等)
- ・設置箇所の提案、および補充・回収管理まで実施すること。

② その他

- ・その他に、インバウンド等観光客向けにおおいた和牛の需要喚起や認知度向上に資する取組があれば提案すること。

(4) 効果等検証

① 試食会中間報告・改善提案

9月末までに実施した試食会(2店舗以上)の概要、実績、招待客の反応等、それらを踏まえた改善策や来年度の取組案および下半期の実施計画についての中間報告書を作成し、令和8年10月15日までに県へ提出すること。

② 試食会開催効果

試食会開催後、招待客に対して宿泊客の誘導状況や認定店の利用状況を月1回は把握し、県に報告すること。また招待客へのアンケートの実施、分析等により、事業の改善策や来年度に向けた取組案を提案すること。

③ 認知度調査

県が継続して調査している、おおいた和牛の認知度等について、同内容の調査を実施すること。なお、詳細は別途、県と協議して決定する。

実施時期：令和8年8月及び令和9年2月

調査エリア：関東(東京都・神奈川県)、関西(京都府・大阪府)、福岡県、大分県

調査対象者：4エリア各300サンプル以上(20代、30代、40代、50代、60代以上それぞれを性別に30サンプル以上)

(5) 目標設定(KPI)および運営体制

- ① 本業務の目的を達成するうえで、目標と目標達成状況の把握方法を設定し、その内容を提案書に記載すること。設定した目標値を達成した場合においても、事業効果の最大化を目指して業務を継続し、効果的な運用に努めること。
- ② 業務全体の運営を統括する責任者を配置すること。また、電話、メール等にて迅速かつ確実な連絡体制を取るとともに、県から要請があった場合には速やかに担当者を派遣すること。
- ③ 契約締結後、速やかに(1)～(4)の業務についての年間予定表を作成し提出すること。
- ④ 各業務の進捗状況等の確認と共有、及び進捗状況や成果に応じた実施内容の変更等

について定期的に(原則として月1回程度)県と協議すること。協議の開催場所は、原則、大分県庁舎内もしくはオンライン会議とし、協議内容の整理は受託者が行うこと。

(6) その他

- ① 提案にあたっては、県が提供する既存のデザイン、写真、パンフレット等を有効活用すること。(添付資料参照)
- ② その他に、おおいた和牛の需要喚起や認知度向上に資する企画があれば提案すること。
- ③ 大分県豊後牛流通促進対策協議会が実施する取組において、本委託業務により制作した画像等を使用できることとする。

5 成果物又は提出物

(1) 委託業務完了通知書並びに委託業務実績報告書

(2) 業務の実施状況や成果等が判る資料 1部

- ・実際の結果を根拠として、今後取るべき方針も報告するものとする。
- ・根拠は詳細に分かりやすく、論理的に記載するものとする。

(3) 本業務において撮影した画像や制作したデザイン等データ(PDFデータに加え、aiデータなどの編集できる形式のもの) 1部(CD-ROMまたはDVD-ROM)

(4) 成果物の著作権等

本業務により制作した成果物の著作権の取り扱いは以下のとおりとする。

- ・受託者は、成果物に付与される著作権法(昭和45年法律第48号)第21条から第28条に規定する権利を、契約書の規定による引渡しと同時に県に無償で譲渡するものとする。
- ・県は、著作権法第20条第2項第3号又は第4号に該当しない場合においても、その使用のために、受託者の同意無しに仕様書で指定する成果物を改変し、任意に公表できるものとする。
- ・受託者は、県の書面による事前の同意を得なければ、著作権法第18条及び第19条の規定を行使することができない。

6 その他

契約締結後、不測の事態により本仕様書の業務内容が実施できない場合や、本仕様書に疑義が生じた場合は、県と協議の上変更内容等について決定することとする。